

国際保健に関する懇談会開催要綱

平成27年8月19日

(目的)

第1条 エボラ出血熱の流行を始めとする地球規模の公衆衛生危機の発生や非感染性疾患の増加、健康格差の拡大など、国際保健を取り巻く状況が大きく変化している中、将来的な我が国における国際保健への対応の強化に向け、国際保健人材の育成及びネットワーク構築を始めとする厚生労働省の国際保健戦略を検討することを目的として、国際保健に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(構成員)

第2条 懇談会の構成員は、専門的分野に係る学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が参集する。

- 2 懇談会に座長を置き、座長は、構成員のうちから厚生労働大臣が指名する。
- 3 懇談会にアドバイザーを置き、懇談会の議論を適宜報告して意見を求める。
- 4 懇談会にワーキンググループを設け、懇談会の議論を踏まえた実務的な検討を行う。

(庶務)

第3条 懇談会の庶務は、関係者の協力を得て、大臣官房国際課において処理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月19日から施行する。